

「国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所契約監視委員会」の審査概要について

【問い合わせ先】

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
総務部会計課契約管理係
電話 072-641-9824

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所契約監視委員会の書類審査の結果についてお知らせ致します。

【経緯】

「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づき、外部有識者及び当研究所監事で構成する「契約監視委員会」（平成22年1月8日設置）において、閣議決定に明記されている契約について、点検、見直しの審議が行われることとなりました。

審査概要

平成29年度末までに契約締結を予定しているもの（1件該当）

審査結果

（29-44 薬物動態予測システムの開発に関する新規データの追加及びデータベースの改修・公開作業）

・下記の業務内容のうち、②は、これまでの契約企業（レベルファイブ）しかできなさそうなのですが、①と③は、作業内容によっては、これまでの契約企業が圧倒的に有利でないかもしれないと感じています。

- ① 薬物動態データの拡充、新規実験データの登録及びキュレーション作業
- ② 薬物動態データベースシステムへの予測モデルへの組み込み及び機能改修、
- ③ 企業連携用データベースシステムの構築

質問としては、以下になります。

- 1、上記①②③の間で、既存の契約企業の有利さに差があるのかどうか？
- 2、もしそうであれば、①②③は分離して契約することは可能か？
（気になっているのは、一部の業務が既存企業しかできない場合、他の業務と一緒にして契約をすることで、他の業務の競争性を排除していないかどうか、という点です。端的に言えば、公取法で禁止されている「抱き合わせ販売」のようになっていないかが気になっています。）

→分離して3案件として調達することを検討いたしました。

③の企業連携用データベースは②の薬物動態データベースシステムを元に構築しますので、これらを切り離すことは不可能です。
また、①の薬物動態データの拡充、新規実験データの登録及びキュレーション作業は②の薬物動態データベースシステムに対して行います（データベースのコンテンツという位置づけです）ので、こちらも切り離すことはできません。

従いまして、これらの業務は一体として行う必要があるため、分離しての契約は難しい、との結論となりました。